

IX 奨学制度に関する事項

■京都私立病院協会加盟病院奨学金

希望者には、京都私立病院協会加盟病院から奨学金が貸与されます。奨学金貸与の条件は各病院の規定によります。また、一定の条件を満たした場合は、病院の規定により奨学金の返還が免除されます。

■高等教育における国の修学支援制度

大学校は「大学等における修学の支援に関する法律」の対象校であり、定められた基準を満たす学生の授業料、入学金（新入生対象）の一部又は全額が減免され、国から大学校に支払われます。対象となる学生は、日本学生支援機構の給付型奨学金（新制度）にも該当しますので併せて手続きをしてください。

①支援金額

支援上限金額は授業料が59万円、入学金が16万円で、Ⅰ～Ⅳの4支援区分により金額が異なります。

②支援対象者の認定要件

国籍、進学までの期間、学業等に係る基準、家計に係る基準（収入基準、資産基準）があります。収入基準は次の算式での「学生」及び「生計維持者（父母など）」の各々を算出し、合算します。

【算式】 $\frac{\text{市町村民税の所得割の課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{税額調整額})}{\text{課税標準額}}$

※政令指定都市（京都市、大阪市など）に市民税を納税している場合

$\frac{\text{市民税の所得割の課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{税額調整額})}{\text{課税標準額}} \times \frac{3}{4}$

支援区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の59万円の範囲内）
第Ⅱ区分	100円～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	51,300円～154,500円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/4

資産基準は生計維持者（父母など）の現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属などの資産合計額で、生計維持者が2人の場合は2,000万円未満、1人の場合は1,250万円未満であることが条件です。

日本学生支援機構の給付奨学金（新制度）の申し込みを行わない場合は、大学校が認定要件を確認する必要があるため、A様式1申請書の他、別紙1、別紙2、住民票写、課税証明書、その他証明書の提出が必要です。

③支給停止

休学、適格要件を満たさなくなった（学業成績など）、継続未提出、未届出、本人申し出、訓告、停学などになった場合、月単位で支給が停止されます。

※日本学生支援機構の奨学金と併せて新規申込の説明会を開催します。

■日本学生支援機構奨学金

経済的な理由により修学が困難な学生に対し、日本学生支援機構から奨学金が貸与又は給付されます。経済状況や成績など、日本学生支援機構が定めた条件に該当する学生を学校長が推薦します。推薦された学生は、日本学生支援機構で選考され、奨学金の貸与又は給付を受けることがふさわしいと認められた学生のみ、受けることができます。

貸与、給付には以下の種類があります。

①第一種貸与奨学金（無利子）

1ヶ月あたり、自宅通学／2万円、3万円、4万円、5万3千円、自宅外通学／2万円～6万円から選択（1万円単位）

②第二種貸与奨学金（有利子）

1ヶ月あたり、2万円～12万円から選択（1万円単位）

③給付奨学金（新制度）

1ヶ月あたり、自宅通学／12,800円～38,300円、自宅外通学／25,300円～75,800円で認定募集時期は年2回（春、秋）です。ただし、生計維持者の失業、破産、事故、病気、死亡、被災等が原因で家計が急変した場合には、緊急採用が認められる場合があります。また、入学時に①、②の貸与を受ける学生のうち、入学時に係る一時的な経費に対応するため、希望者のみ条件付きで入学時特別増額貸与奨学金（有利子）が貸与されます。10万円～50万円から選択（10万円単位）することができます。

一度奨学生になれば、卒業まで貸与又は給付が認められますが、毎年継続手続きが必要です。その手続きを怠ったり、奨学生として適当でないと判断された場合には、取り消されることがあります。

卒業後、貸与を受けた金額は全て返還する必要があります。月々の返還額や返還期間などは、個々の貸与金額に応じて、日本学生支援機構が決定し通知します。卒業後半年が経過すると、返還額の口座引落しが始まります。返還が遅延し、その後返還する意思がないとみなされた場合には、個人信用情報機関に個人情報が登録されることがあります。

※高校等在学時に予約採用されている場合、4月以降進学届の手続きが必要です。詳細は4月に実施予定の説明会でお知らせします。（採用候補者決定通知の提出が必要です。）

■京都府看護師等修学資金

卒業後、京都府内で看護師・保健師として就職を希望する学生のうち、経済的な理由により修学が困難な学生に対し、京都府から奨学金が貸与されます。一般枠と北部特別枠があり、貸与額は1ヶ月あたり36,000円です。7月・9月・12月・3月に3ヶ月分ずつ貸与されます。

貸与期間は1年間です。継続して貸与を希望する場合は、毎年申し込み手続きが必要です。

募集時期は年1回（4月）です。卒業後、京都府が定める条件（所定の施設で5年間勤務等）を満たした場合には、返還が免除されます。条件を満たさなかった場合には、京都府が定める期間内に全額を返還する必要があります。期間を過ぎると利息が発生します。詳細は、4月に実施予定の説明会でお知らせします。